

大口町告示第51号

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「内容」を「交付時期及び交付金額」に改める。

第9条中「2月」を「40日」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分	補助対象経費及び補助金額
人件費補助	<p>1 通常分（保育士、事務職員及び調理員）</p> <p>補助対象経費 社会福祉法人が通常保育時間（平日の午前7時30分から午後7時00分、土曜日の午前7時30分から午後5時30分をいう。以下同じ。）において保育所を運営するに当たり、町保育士等配置基準に基づき配置した職員（保育士、事務職員及び調理員）の人件費</p> <p>※クラス担任は正規保育士に限る。ただし、産休・育休代替保育士についてはこの限りでない。</p> <p>※社会福祉法人が配置した職員の人件費には、給料及び諸手当のほか、申請年度において適用される健康保険料事業主負担分、厚生年金保険料事業主負担分、雇用保険料事業主負担分、労働者災害補償保険料及び退職手当引当金を含むものとする。以下同じ。</p> <p>補助金額 通常保育時間において、別に定める町格付け職員が町保育士等配置基準に基づき配置されたものとみなし算出した人件費上限額と社会福祉法人の年度末における補助対象職員の実人件費年額総額とを比較していずれか低い方の額から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第1項に規定された委託費（以下「委託費」という。）のうちの人件費及び大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）により町から社会福祉法人に対して交付される補助金額を控除した額とする。</p>

	2 特例分 補助対象経費及び補助金額 町と社会福祉法人が協議し、町が必要と認め配置した別に定める職員の人件費
事業費補助	委託費のうちの事業費の30%の額。ただし、この割合については、毎年の実事業費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。
管理費補助	委託費のうちの管理費の30%の額。ただし、この割合については、毎年の実管理費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。
特殊要因補助	人件費補助、事業費補助、管理費補助のほか、保育園運営をしていく上で必要となる経費の内、町と社会福祉法人が協議し、町が必要と認めたものに係る経費の額

別表第2中

「

4月	補助金交付決定額に12分の4を乗じて得た額
8月	補助金(変更)交付決定額に12分の4を乗じて得た額
12月	補助金(変更)交付決定額に12分の3を乗じて得た額

を

」

「

4月	補助金交付決定額に12分の3を乗じて得た額
7月	補助金(変更)交付決定額に12分の3を乗じて得た額
10月	補助金(変更)交付決定額に12分の3を乗じて得た額

に

」

改める。

様式第1及び様式第3中「補助金算出調書」を「補助金調書」に改め、「(保育士、調理員、事務職員)」を削る。

様式第5中

「

交付決定年月日	年 月 日
交付決定通知番号	第 号

を

」

「

交 付 決 定 年 月 日 (変更交付決定年月日)	年 月 日 (年 月 日)
交 付 決 定 通 知 番 号 (変更交付決定通知番号)	第 号 (第 号)

に、

」

「

交 付 決 定 額	
-----------	--

を

」

「

交 付 決 定 額	
実 績 報 告 額	

に、

」

「補助金精算額調書」を「補助金調書」に改め、「(保育士、調理員、事務職員)」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。